

湖南省東庁舎食堂清涼飲料水および軽食自動販売機設置事業者募集要項

湖南省東庁舎食堂清涼飲料水および軽食自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項に基づきお申込みください。

1. 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	台数	最低貸付料 (年額税込み)	特記事項
①	湖南省中央一丁目1番地	東庁舎食堂	1	4,880円	缶・ペットボトル、 食品・菓子類 ※電子マネー対応型 ※災害対応型

※設置場所は【(参考)設置場所】のとおりとし、設置については別途指示する。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人並びに被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 湖南省内に本店または支店・営業所があること。
- (3) 清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規程により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していること（該当している場合のみ）。
- (5) 県税および湖南省税の未納がないこと。
- (6) 公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体、または公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。

3. 自動販売機の設置条件等

(1) 貸付料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、有償貸付契約を交わし、使用します。

② 契約期間

契約期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間とします。

※ただし、庁舎の改修（建替含む）等に変更になる場合があります。

③ 貸付料

本市が設定している最低貸付料以上で、価格提案のあった最高の価格をもって貸付料とします。

※月割り可能な額とすること。

④ 必須条件

(ア) 1. 公募物件の特記事項に示すものであること。

(イ) 自動販売機の大きさについては、幅 230cm×高さ 185cm×奥行 80cm の範囲内に設置できるものであること。

(2) 使用上の制限

① 契約事項を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

② 2-(4)にかかる許認可等は契約期間中、継続的に効力を有すること。

③ 自動販売機を第三者に譲渡または貸与しないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については、管財契約課の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）および食品・菓子類。

⑥ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

② 原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、美観を損ねないよう管理に努めること。

③ 衛生管理および感染症対策については、関連法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

また、夏場の品質管理にも注意を払い、食中毒等が起きないように徹底すること。

④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

4. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和 8 年 5 月 22 日（金）から 令和 8 年 6 月 12 日（金）正午まで

(2) 申込受付場所

湖南省中央一丁目 1 番地

湖南省役所 管財契約課

(3) 申込に必要な書類

① 応募申込書（本市所定様式）

- ② 誓約書（本市指定様式）
- ③ 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写しまたは登録原票記載事項証明書の写し
※発行後3箇月以内のものに限ります。
- ④ 県税および湖南省市税（法人または個人等の市民税、固定資産税）の未納の税額がないことの証明書の写し
- ⑤ 事業概要

<法人>

- (ア) 会社概要
- (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>

- (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
- (イ) 令和7年分の所得税確定申告書の写し
- ⑥ 2-(4)にかかかる許認可等の免許証等の写し

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参または郵送してください。
(電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。)

5. 質疑書の提出および回答

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）から 令和8年6月2日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内にメールしてください。

(3) 質疑書への回答日

令和8年6月9日（火）

(4) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、応募登録者全員に事務局からメールにて回答します。

6. 価格提案書の提出

(1) 価格提案書の提出期限

令和8年6月12日（金）正午まで

(2) 提出場所

〒520-3288

湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 管財契約課（東庁舎3階）

(3) 価格提案書の提出方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、封をして表面に応募する物件番号を明記して、提出場所に持参または郵送してください。

(4) 応募価格の表示

応募価格は、物件番号当たりの年間貸付料を表示してください。

(5) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提出した価格提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

7. 価格提案書の審査

(1) 価格提案審査日時

令和8年6月12日（金）午後1時

価格提案審査は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(2) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低貸付料を下回る価格によるもの。
- ② 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ③ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案をしたもの。
- ⑤ 同一価格提案審査について、2以上の価格提案をしたもの。
- ⑥ 応募価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑧ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑨ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(3) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、契約手続の説明を行います。

(4) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の応募をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、設置予定事業者名および金額を本市ホームページ上で公表します。

(6) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われる恐れがあると認められるときまたは災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、または価格提案審査期日を延期するこ

とがあります。

7. 契約手続

有償貸付契約の手続きは、令和8年7月1日（水）までに行います。

なお、契約は、応募申込書に記載された名義で行います。

8. 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続に応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合。

9. その他

応募および契約手続に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

【募集に関する問い合わせ先】

湖南省役所 管財契約課

〒520-3288 湖南省中央一丁目1番地

電話 0748-69-5518

FAX 0748-72-3390

メール kanzai@city.shiga-konan.lg.jp

(参考) 設置場所

